



税務調査対策 メルマガ

バックナンバー
2023年7月～2024年12月



～はじめに～

本商材は、約 24,924 名の税理士へ毎週水・金曜日に配信している税務調査対策メルマガにて、2023 年 7 月～2024 年 12 月に配信した内容をまとめたバックナンバーとなります。

毎週水曜・金曜に配信！

税務調査の対応方法・実務に役立つ税務
税務調査対策メルマガ

こんなことまで話していいの？と
多くの反響をいただく税理士業界では話題のメルマガです！

水曜担当
元国税調査官
久保 憂希也
株式会社KACHIEE代表

金曜担当
相続税の専門家
木下 勇人
税理士法人レディング
代表税理士・公認会計士

本商品の情報を転載、複製、改変等は禁止いたします

久保憂希也	7
-------	---

調査手続・調査対応

無予告調査の要件とその理由の開示義務	8
無予告調査で調査官に何を・どう追求できるのか?	12
法人成り前・個人事業主の調査事績はどこまで影響するか?	16
修正申告の勧奨=行政指導であることを正しく理解する	19
修正申告の勧奨が実質的に強要・脅しになっている場合の対応方法	23
更正の請求は再調査の要件に該当するリスクが高い	26
不当な税務調査の修正申告提出から3ヵ月超でも是正する方法	29
法人所得分散:グループ内取引がある場合と無い場合の否認根拠	32
税務調査を録音することの可否を論理的に考えてみる	36
調査官に録音を止める・データ削除を要請された場合の現実的対応方法	40
令和4事務年度の法人調査事績を分析する	43
税務調査手続に関するFAQの改訂内容	46
令和6年4月~税務代理権限証書の様式と調査手続きの変更点	50
税務代理とは何か?税務代理権限証書の提出義務との関係	54
申告書に税務代理権限証書を添付・提出しないリスク	57
税務調査において調査官から納税者に直接連絡あった場合の対応方法	60
日当の規程フォーマットはなぜ8km・5時間基準なのか?	63
調査官が提示する更正は不利で修正申告が有利は本当なのか?(前編)	66
調査官が提示する更正は不利で修正申告が有利は本当なのか?(中編)	69
調査官が提示する更正は不利で修正申告が有利は本当なのか?(後編)	72
税務調査で従業員不正が発覚した場合の対応:第1回	75
税務調査で従業員不正が発覚した場合の対応:第2回	78
税務調査で従業員不正が発覚した場合の対応:第3回	81

税務調査で従業員不正が発覚した場合の対応：第4回	84
--------------------------	----

加算税

調査前の修正申告に10%の加算税が課されるリスク（第1回）	87
調査前の修正申告に10%の加算税が課されるリスク（第2回）	90
調査前の修正申告に10%の加算税が課されるリスク（第3回）	93
調査前の修正申告に10%の加算税が課されるリスク（第4回）	96
調査前の修正申告に10%の加算税が課されるリスク（第5回）	100

重加算税

事務運営指針で重加算税の指摘を受けた場合の正しい反論	103
消費税逃れの売上1,000万円以下申告にかかる重加算税	106
電帳法に関する重加算税の規定：法人税・所得税	110
電帳法に関する重加算税の規定：消費税	113
重加算税を体系的に理解する（導入編）	116
重加算税を体系的に理解する（調査前の修正申告）	120
重加算税を体系的に理解する（事務運営指針の意義）	124
重加算税を体系的に理解する（通謀による期ズレ）	128
重加算税を体系的に理解する（勘定科目誤り）	132
重加算税を体系的に理解する（売上計上漏れ）	136
重加算税を体系的に理解する（税目をまたぐ場合）	140
重加算税を体系的に理解する（消費税固有の論点）	143
重加算税を体系的に理解する（賦課決定を理解する）	146
重加算税を体系的に理解する（故意性）	150
粉飾の正しい是正法（税務的観点）～前編～	154
粉飾の正しい是正法（税務的観点）～中編～	158

粉飾の正しい是正法（税務的観点）～後編～	162
社長1人飲み交際費が重加算税とされた事案	165
重加算税に反論：仮装・隠蔽行為が具体的にあるのか？	168
重加算税に適正に反論する方法（まとめ）	171

申告手続

2期連続期限後申告による青色取消しと申告～再申請の実務	175
扶養控除の対象範囲と判断に迷いやすい事例（前編）	178
扶養控除の対象範囲と判断に迷いやすい事例（中編）	182
扶養控除の対象範囲と判断に迷いやすい事例（後編）	186
青色専従者給与を必要経費とするための支払要件	190
青色専従者給与が高額として否認された場合の課税関係	193
領収書無・クレカ明細で仕入税額控除が否認される論理	196

役員報酬・役員退職金

税務調査によって分掌変更役員退職金を否認された場合の課税関係	199
分掌変更による役員退職金の実質的な判定要素	202
筆頭株主である役員の方掌変更退職金は認められるのか？	205
分掌変更の役員退職金は未払計上が認められるのか？	208
役員退職金の法的性格・支給要件・計上時期は？	211
役員退職金を平均功績倍率法で算定する根拠とその注意点	214
最終月額報酬が著しく低額である場合の役員退職金算定方法	218
役員退職金：積上げ方式と支給上の注意点	221
役員報酬を低額にするリスク（役員貸付金の観点）	224
役員報酬を低額にするリスク（役員退職金の観点）	227
高齢創業者（取締役）を社員にして役員退職金を支給するリスク	230

役員賞与と貸付金に明確な境界線はない（前編）・・・・・・・・・・・・・・・・・・234

役員賞与と貸付金に明確な境界線はない（後編）・・・・・・・・・・・・・・・・・・238

給与・外注費

医師における給与・外注費の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・241

警備員における給与・外注費の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・245

面貸しにおける給与・外注費の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・248

貸倒損失

貸倒通達における損金経理とは何か？・・・・・・・・・・・・・・・・・・251

貸倒損失の申告調整（別表加減算）は認められるのか？・・・・・・・・・・254

回収可能性がわずかでもある場合の債務免除は貸倒損失になるのか？・・・・・・・・257

PROFILE

久保 憂希也（くぼ ゆきや）元国税調査官
株式会社 KACHIEL 代表取締役 / CEO

1977 年 和歌山県和歌山市生まれ

1992 年 智弁学園和歌山高校入学

1995 年 慶應義塾大学経済学部入学

2001 年 国税庁入庁 東京国税局配属

2008 年 株式会社 InspireConsulting を設立



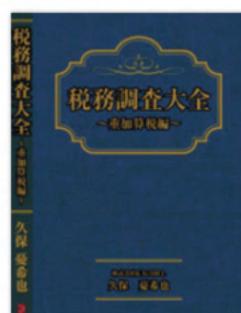
税務調査のコンサルタントとして活動

全国で税務調査対策研究会を開催し、数千名の
税理士税務調査の正しい対応方法の講座登壇実
績多数

現在、株式会社 KACHIEL の代表取締役 CEO

【講演実績】

- 東京税理士会認定研修「税務調査の徹底講座」
- 九州北部税理士会・博多支部「税務調査の極選ノウハウ」
- TKC北陸会「税務調査の正しい受け方・適正な反論のやり方」
- 岐阜青年税理士連盟「税務調査のイロハ」
- 中国ミロク会計人会「重加算税の賦課要件と立会い時の対応方法」 など多数



無予告調査の要件とその理由の開示義務

2023/7/12 配信

調査手続・調査対応

無予告調査が入られたことに関し「違法性を指摘できるか?」「どのように抗議すべきか?」と質問・相談を受けましたので、今回と次回の2回にわたって【無予告調査】について解説します。

なお、コロナ禍においては無予告調査はほぼ行われていなかった（そもそも調査官が臨場・対面すること自体が制限されていた）はずですが、今後は無予告調査が増えると予測しています。

まず、無予告調査の法律要件ですが、国税通則法第74条の9において「調査する場合は事前通知」することを原則としたうえで、下記の規定があります。

国税通則法第74条の10

前条第一項の規定にかかわらず、税務署長等が調査の相手方である同条第三項第一号に掲げる納税義務者の申告若しくは過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他国税庁等若しくは税関が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれその他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同条第一項の規定による通知を要しない。

ここから、無予告調査の法律要件は大きく2つあり、

- 違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれ
- その他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ

があると（国税が）認める場合には、事前通知をしない＝無予告調査とされているわけですが、具体的な判断要素は税務調査に関する手続通達に規定されています。

「国税通則法第7章の2（国税の調査）等関係通達の制定について（法令解釈通達）」5-7～5-10

https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/zeimuchosa/120912/03_2.htm#a04_7



では、顧問先に無予告調査が入られた場合に、上記を根拠に「規定のようなおそれがないから違法だ」など、主張・抗議することは可能なのでしょうか。

まず、無予告調査の実施自体は「処分」に該当しませんので、不服申立てなど法的な手続きをすることはできません。

税務調査手続に関するFAQ(一般納税者向け)

<https://www.nta.go.jp/information/other/data/h24/nozeikankyo/ippan02.htm#a21>



問 2 1 事前通知無しに実地の調査が行われた場合、事前通知が行われなかった理由の説明はありますか。

また、事前通知をしないことに納得できない場合には不服を申し立てられますか。

(答)

法令上、事前通知を行わないこととした理由を説明することとはされていません。(略)
また、事前通知をしないこと自体は不服申立てを行うことのできる処分には当たりませんから、事前通知が行われなかったことについて納得いただけない場合でも、不服申立てを行うことはできません。

本資料は、個人情報保護法第23条第2項第2号に規定する「無予告調査」の要件とその理由の開示義務について、具体的な事例を挙げて説明しています。また、調査の目的や調査の方法、調査の結果の開示方法についても説明しています。